

知的財産マネジメント基本方針(第1.7版) 主な改定事項リスト

令和7年4月1日改定

連番	区分	大学等/企業等 共通			項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	共通	P5		6. (1)④ア	委託研究契約書において定められ、委託研究機関に適用される事項	バйдール適用について、委託研究機関がフォアグラウンドIPを子会社又は親会社に移転又は専用実施権を設定しようとする場合の対象から、「外国の」子会社又は親会社を除外した。

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正やURLの更新等があります。